

# 第3次神戸市産業廃棄物処理指導基本計画

平成18年3月

神戸市

# 目 次

はじめに .....	1
1 神戸市域における産業廃棄物の現状と将来 .....	2
(1) 産業廃棄物の発生量の推移 .....	2
(2) 発生状況 .....	2
(3) 処理・処分及び資源化の状況 .....	3
(4) 産業廃棄物処理事業者及び産業廃棄物処理施設の状況 .....	4
(5) 不法投棄等の不適正処理の状況 .....	5
(6) 産業廃棄物の将来発生量 .....	5
2 神戸市産業廃棄物処理指導基本計画の経緯と今後の課題 .....	6
(1) 計画の策定経過と位置づけ .....	6
(2) 昨今の産業廃棄物を巡る状況の変化 .....	6
(3) 第2次計画の主な進捗状況 .....	6
(4) 今後の主な課題 .....	7
3 計画改定にあたっての基本方針 .....	7
(1) 基本的な考え方 .....	7
(2) 基本目標 .....	9
(3) 事業者・市民・市の役割 .....	10
4 今後取り組んでいくべき方策 .....	12
(1) 全般的・重点的事項 .....	12
(2) 個別的・特記的事項 .....	19
5 計画の進行管理 .....	22
6 おわりに .....	22
用語解説 .....	24

本文中，\* を付した用語については，巻末に解説を記載している。

## はじめに

私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動により、豊かな生活を得る一方で、大気汚染などの身近な環境問題から、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題を生じさせてきました。

これらの問題を解決し、持続可能な社会を作っていくためには、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rの促進による循環型社会を構築していく必要があります。

しかし、近年、産業廃棄物を巡る状況は厳しさを増しており、不法投棄など不適正処理による生活環境の悪化や最終処分場のひっ迫など様々な問題が指摘され、産業廃棄物の適正処理の確保が急がれています。

このような状況を踏まえ、国においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）の数次にわたる改正やダイオキシン類特別措置法等の制定、循環型社会の形成に向けた循環型社会形成推進基本法をはじめとする各種リサイクル法の制定などが行われ、産業廃棄物の発生抑制、適正な循環的利用、適正な処理を推進するための枠組みを整備しています。

本市においても、産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、平成5年に第1次神戸市産業廃棄物処理指導基本計画（以下、基本計画とします）、平成10年に第2次基本計画を策定し、これらの計画に基づく取組を進めてきましたが、昨今の産業廃棄物を取り巻く状況の変化に対応し、循環型社会の形成を積極的に推進していくため、このたび第2次計画を改定し、平成22年度を目標年度とする第3次基本計画を策定しました。

今後、本計画に基づく新たな目標のもとに、産業廃棄物の発生抑制、減量・資源化の推進及び適正処理の確保を図りつつ、市民の信頼を得られる産業廃棄物の処理を推進していきます。

平成18年3月 神戸市長 矢田立郎

# 1 神戸市域における産業廃棄物の現状と将来

## (1) 産業廃棄物の発生量の推移

平成 5 年度から、16 年度までの神戸市域における産業廃棄物の発生量の推移は、図 1 のとおりとなっており、ここ数年増加傾向で推移しています。

なお、平成 8・9 年度に増加しているのは、震災復旧・復興に伴う建設工事等の影響のためと考えられます。

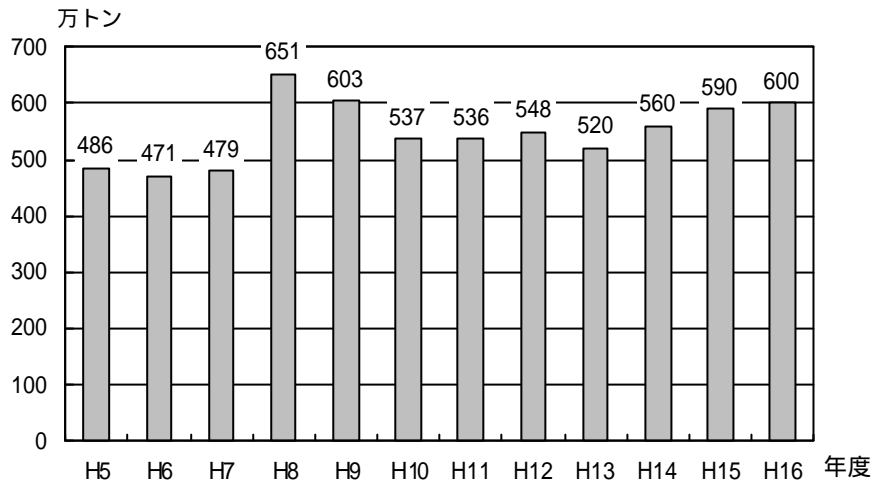


図 1 神戸市域における産業廃棄物発生量の推移 (H13~H16 は推計値)

神戸市環境局調べ (以下同様)

## (2) 発生状況

平成 12 年度において、神戸市域で発生した産業廃棄物の量は 548 万トンであり、これを業種別にみると図 2 に示すとおり 製造業からの発生が最も多く、全体の 54.3% を占め、以下、電気・水道・熱供給業が 32.1%、建設業が 10.6% となっています。

製造業の内訳をみると、図 3 に示すとおり、化学工業が最も多く、全体の 54.4% を占め、以下、鉄鋼業が 30.0%、食料品・飲料等製造業が 7.6% となっています。

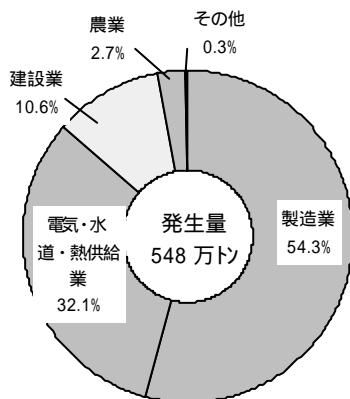


図 2 神戸市域における産業廃棄物の業種別発生割合 (平成 12 年度)

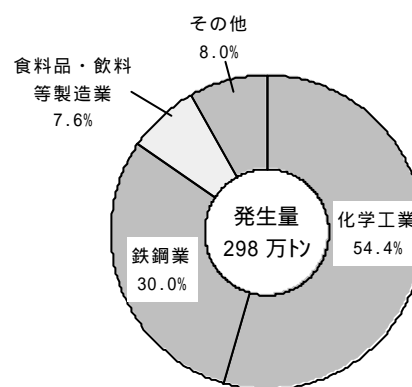


図 3 製造業における産業廃棄物の発生割合 (平成 12 年度)

また、産業廃棄物の発生量を種類別にみ

ると図4に示すとおり、汚泥が最も多く、全体の68.7%を占め、以下、鉱さいが10.7%、がれき類が7.5%となっています。

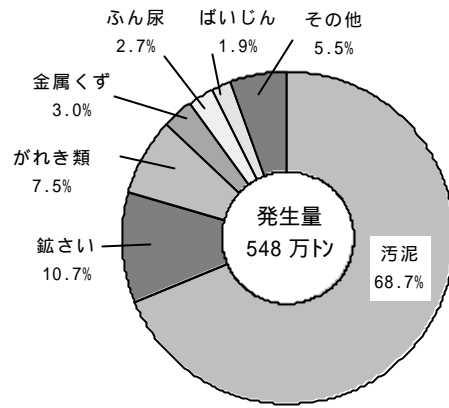


図4 神戸市域における産業廃棄物の種類別発生割合 (平成12年度)

### (3) 処理・処分及び資源化の状況

神戸市域で発生した産業廃棄物の処理・処分及び資源化の状況を見ると、図5に示すとおり、発生量のうち、383万トン(70%)が中間処理\*により減量化されており、146万トン(27%)が資源化されています。

中間処理による減量と資源化をあわせた減量・資源化率は97%であり、最終処分\*された産業廃棄物は19万トン(3%)となっています。

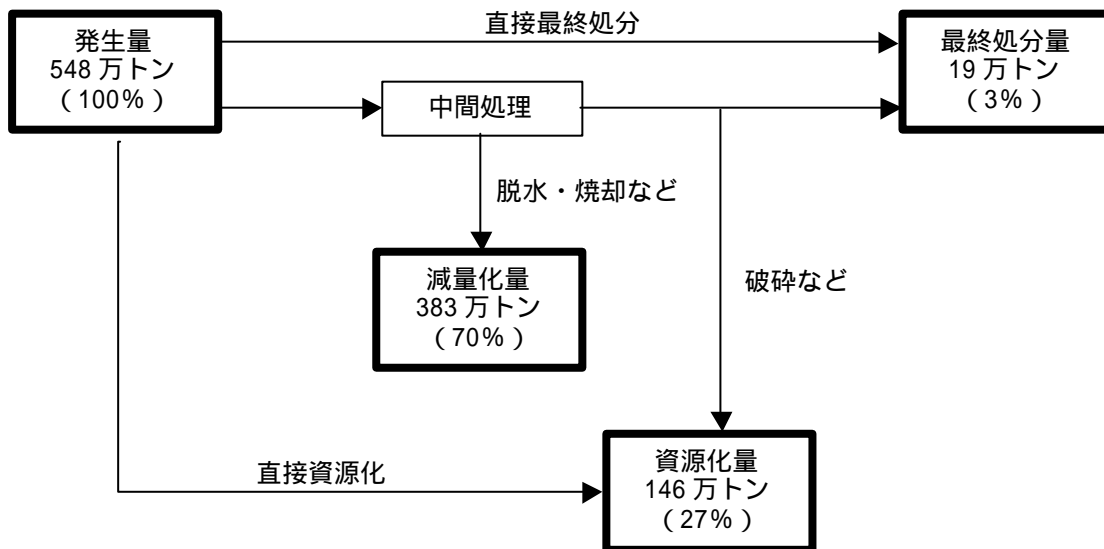


図5 神戸市域で発生した産業廃棄物の処理・処分及び資源化の状況 (平成12年度)

資源化された産業廃棄物(146万トン)を種類別にみると、図6に示すとおり、鉱さいが39.9%と最も多く、以下、がれき類が21.9%、金属くずが10.5%となっています。また、最終処分された産業廃棄物(19万トン)を種類別にみると、図7に示すとおり、がれき類が42.2%と最も多く、以下、汚泥が27.4%、ガラス・陶磁器くずが9.9%となっています。

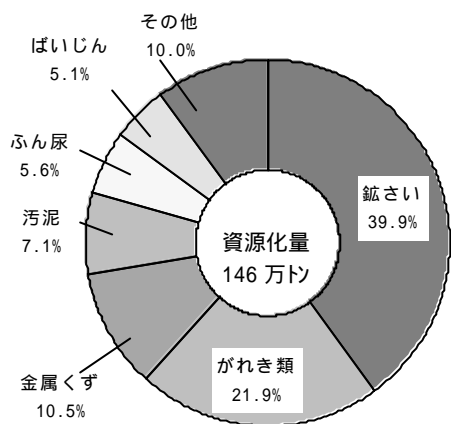


図6 産業廃棄物の種類別  
資源化の状況 (平成12年度)

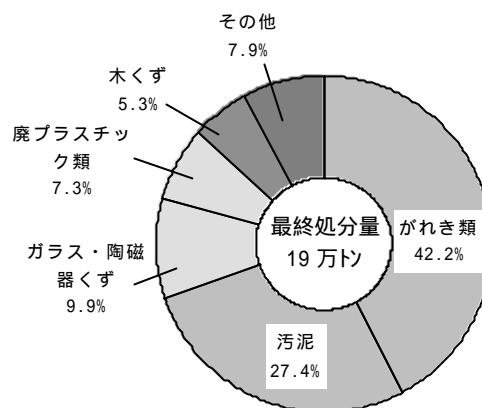


図7 産業廃棄物の種類別  
最終処分の状況 (平成12年度)

(4) 産業廃棄物処理事業者及び産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物処理法に基づき神戸市長が営業許可をしている産業廃棄物処理事業者は、以下に示すとおり、延べ3,155事業者です。このうち、収集運搬事業者が98%を占めています。

(平成18年3月31日現在)

業種	許可業者数
産業廃棄物収集運搬業	2,784
特別管理産業廃棄物収集運搬業	311
産業廃棄物処分業(中間処理)	47
特別管理産業廃棄物処分業(中間処理)	7
産業廃棄物処分業(埋立処分)	4
特別管理産業廃棄物処分業(埋立処分)	2
合計	3,155

廃棄物処理法に基づき神戸市長が設置許可をしている民間の産業廃棄物中間処理施設は、以下に示すとおり、自家用処理施設が4施設、営業用処理施設が51施設です。また、廃棄物処理法の設置許可対象外ですが、神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱に基づき届出をしている営業用中間処理施設が57施設あります。なお、平成16年度の営業用中間処理施設における処理実績は、合計約118万トンとなっています。

(平成18年3月31日現在)

区分	施設数		事業場数	事業者数	処理能力(トン/日)
	許可対象	許可対象外			
自家用処理施設	4	1	1	1	677
営業用処理施設	51	57	52	49	16,208
合計	55	57	53	50	16,885

注)「処理能力」は、許可証記載の1日当たり処理能力(m<sup>3</sup>はトンに換算)を合算したものである。

また、市内で稼働中の営業用最終処分場は、以下に示すとおり、管理型処分場と安定型処分場をあわせて6施設あり、平成16年度の埋立実績は合計約78万m<sup>3</sup>となっています。このほか、民間の自家用最終処分場(管理型)が1施設あります。

(平成 17 年 3 月 31 日現在)

区分	数	容量 (万m <sup>3</sup> )	残容量 (万m <sup>3</sup> )	H16 埋立実績 (万m <sup>3</sup> )
管理型	3	880	651	69
安定型	3	250	13	9
合計	6	1130	664	78

#### ( 5 ) 不法投棄等の不適正処理の状況

神戸市域における産業廃棄物の不法投棄通報件数は、平成 17 年度 82 件となっており、西区・北区の山間部で多く、大規模な事例もあります。

また、産業廃棄物の野外焼却に関する苦情等の件数は、平成 17 年度 117 件のうち、半数以上が建設廃棄物によるものであり、西区・北区の「資材置き場等」におけるものが多数を占めているほか、不法投棄や野外焼却につながりやすい、自社物の保管(野積み)行為もみられます。

#### ( 6 ) 産業廃棄物の将来発生量

神戸市域における産業廃棄物の発生量は、下水道事業の進展や発電事業の本格稼働などにより、平成 22 年度において、平成 12 年度比で約 19% 増加し、651 万トンになると推計されますが、増加分の大部分は減量・資源化される計画です。

また、「発生抑制及び減量・資源化のさらなる推進」に係る基本目標中で設定した発生抑制に係る定量目標(9 ページ参照)は、平成 22 年度において、平成 12 年度比で概ね 10% の増加にとどめることから、604 万トンの推計となります。

神戸市域における産業廃棄物発生量の平成 22 年度における推計値を図 8 に示します。

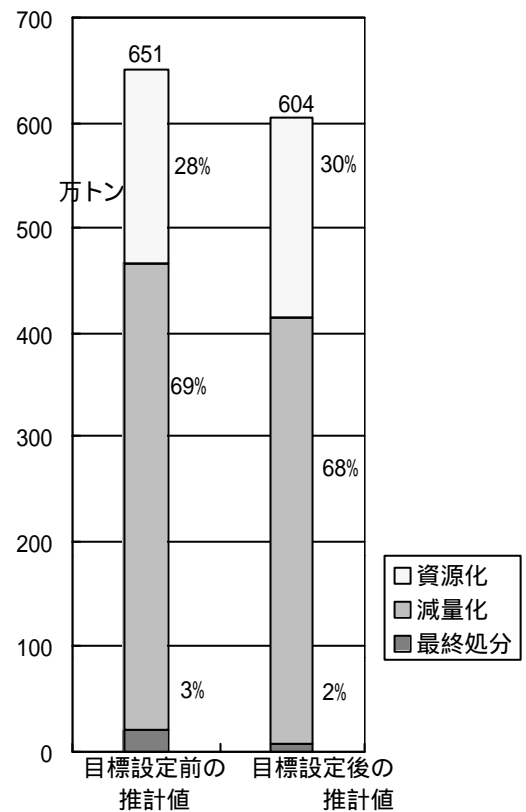


図 8 神戸市域における産業廃棄物発生量の平成 22 年度推計値

## 2 神戸市産業廃棄物処理指導基本計画の経緯と今後の課題

### (1) 計画の策定経過と位置づけ

神戸市産業廃棄物処理指導基本計画については、「神戸市廃棄物の適正処理，再利用及び環境美化に関する条例」第16条に基づき第1次計画（平成5年～平成9年）が策定され，その後，阪神・淡路大震災などの社会情勢の変化に伴い，第2次計画（平成10年～平成17年）に改定されています。

また，本計画は「新・神戸市環境基本計画（平成14年3月）」の下位に位置づけられる産業廃棄物分野の個別計画であり，

- ・ 循環型社会<sup>\*</sup>の形成，健全な都市活動の維持発展に向けた産業廃棄物<sup>\*</sup>の処理に係る市の基本的な指導指針
- ・ 排出事業者や処理事業者が自律的に産業廃棄物の発生抑制，減量・資源化及び適正処理を行うための指針

としての性格を有しています。

### (2) 昨今の産業廃棄物を巡る状況の変化

第2次計画策定以降，廃棄物処理法の数次にわたる改正やダイオキシン類，PCB廃棄物に関する特別措置法<sup>\*</sup>の制定など，産業廃棄物の適正処理に関する規制が強化されてきました。また，循環型社会形成に向け，循環型社会形成推進基本法<sup>\*</sup>をはじめ，資源有効利用促進法<sup>\*</sup>，食品リサイクル法<sup>\*</sup>，建設リサイクル法<sup>\*</sup>，自動車リサイクル法<sup>\*</sup>などが次々と制定されてきました。

神戸市における産業廃棄物の処理については，布施畑環境センター（最終処分場）が一定の役割を担ってきましたが，阪神・淡路大震災以降の残容量の逼迫により，平成14年7月以降，産業廃棄物の受け入れを全面的に停止しました。

### (3) 第2次計画の主な進捗状況

第2次計画に掲げられた「減量・資源化の目標」では，平成12年度において産業廃棄物全体に係る目標（発生量の90%以上を減量・資源化）については97%，建設廃棄物に係る目標（発生量の80%以上を減量・資源化）については78%となっています。

産業廃棄物を多量に排出する事業者（産業廃棄物にあつては年間排出量1,000トン以上，特別管理産業廃棄物<sup>\*</sup>にあつては年間排出量50トン以上の事業者，若しくは建設業にあつては資本金10億円以上の事業者。以下，「多量排出事業者」といいます。）は，平成16年度では208事業者となっており，これらの多量排出事業者からの発生量の割合は総発生量の概ね90%となっています。

産業廃棄物の処理施設<sup>\*</sup>については，第2次計画策定以降，比較的大規模な民間中間処理施設（がれき類破碎施設，混合建設廃棄物破碎・選別施設，木くずの破碎施設等）が整備されています。このほか，フェニックス事業<sup>\*</sup>（神戸沖処分場）や自動車リサイクル事業（エコテック21<sup>\*</sup>モデル事業）が進められています。

また、適正処理の確実な推進のため、多量排出事業者、建設現場、処理施設等の監視・指導、マニフェスト<sup>\*</sup>（産業廃棄物管理票）取り扱いの適正指導等を実施しています。さらに、不適正処理防止のため、不法投棄防止連絡会議の開催、郵便局・タクシー協会等と連携した監視体制の強化、業界団体との連携による投棄物撤去等を実施しています。

#### （４）今後の主な課題

第２次計画に掲げられた重点指導施策のうち、

- 中小・零細等すべての事業者を対象とした発生抑制、減量・資源化等の指導
- 工業団地等全体に対する発生抑制、減量・資源化等の指導
- 産業廃棄物リサイクル情報のデータベース化
- 市民への広報の充実

などが、未達成事項としてあげられます。また、第２次計画策定以降の法改正等に伴う課題としては、

- 建設リサイクル法等を視野に入れた資源化の指導の徹底や新たな定量目標の設定
- 多量排出事業者に対する発生抑制等を含む、減量・資源化の促進方策の検討
- 排出事業者責任<sup>\*</sup>の徹底、適切な処理事業者選択のための情報提供
- 法の処理基準違反や不適正処理に対する厳格な指導、行政処分の実施
- 不法投棄等の不適正処理の未然防止対策と監視体制の強化

などがあげられます。

### ３ 計画改定にあたっての基本方針

#### （１）基本的な考え方

循環型社会<sup>\*</sup>形成の推進

21世紀を迎え、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球的規模での環境問題の高まりを背景に、循環型社会への転換が極めて重要な課題となっています。

平成13年1月に施行された循環型社会形成推進基本法<sup>\*</sup>では、

原材料、製品等が廃棄物となることをできるだけ抑制（リデュース<sup>\*</sup>）し、  
繰り返して使用できるものは何度も再使用（リユース<sup>\*</sup>）し、  
再使用できないものは他の製品として再生利用（リサイクル<sup>\*</sup>）し、  
再生利用が困難な場合には、その焼却熱をエネルギーとして熱回収（サーマルリサイクル<sup>\*</sup>）し、

循環的な利用が行われないものについては適正な処理を行う

として、その優先順位を明確にしています。

また、国（環境省）は、平成13年5月に廃棄物処理法に基づき、「廃棄物の排出の抑制、再生利用等による減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（環境省告示第34号）」を定め、上記の順位に従い、

発生抑制，適正な循環的利用，適正な処理を進め，平成 22 年度の最終処分量を平成 9 年度の 2 分の 1 にするなどの目標を掲げています。

平成 15 年 3 月に策定された「循環型社会形成推進基本計画」においても，平成 22 年度の廃棄物の最終処分量を平成 12 年度から概ね半減させるなどの数値目標が掲げられています。

#### 排出事業者責任<sup>\*</sup>の強化による適正処理の確保

産業廃棄物<sup>\*</sup>の処理責任に関しては，循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法では，汚染者負担の原則<sup>\*</sup>の観点から，排出事業者が自ら処理しなければならないとする排出事業者責任を明記しています。これは，排出事業者が産業廃棄物を処理する手段，場所を選択，確保して適正に処理しなければならないという考え方であり，通常の企業活動と同様，経済原則に従って取り扱われるものであるため，一般廃棄物のように自区内での処理に限らず，広域的に移動して処理されることを前提としています。

近年，排出事業者責任を一層強化するような廃棄物処理法の改正が行われていますが，産業廃棄物は排出事業者にとって不要なものであり，その処理のために適正な費用を負担しようとする動機づけが働きにくいことから，排出事業者責任が十分徹底されていない場合には，“安かろう悪かろう”の処理が行われがちとなります。このような「悪貨が良貨を駆逐する」構造を排出事業者の適切な選択を通じ，優良な処理事業者が市場の中で優位に立てるように転換するため、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」が平成 17 年 4 月 1 日に施行されました。

また，平成 15 年 6 月には，都道府県等の調査権限の拡充，悪質な処理事業者への対応の厳格化，国の関与の強化，不法投棄等に係る罰則の強化などの廃棄物処理法のさらなる改正が行われています。

#### 兵庫県・神戸市の動向

兵庫県においては，平成 14 年 3 月に「兵庫県廃棄物処理計画」を策定し，国の基本方針に沿って，発生抑制，減量・資源化及び適正処理を推進することとし，平成 22 年度の最終処分量を平成 9 年度の 2 分の 1 にするなどの目標を掲げています。

また，平成 15 年 3 月には，産業廃棄物等の保管等を規制し，不適正処理を防止するため，「兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」を平成 15 年に制定するとともに，神戸市では，「神戸市廃棄物の適正処理，再利用及び環境美化に関する条例」を改正しています。

#### 計画改定の基本的考え方

神戸市の第 2 次計画では，「減量・資源化」と「適正処理」の推進を基本とし，これらを実現していくための重点目標や具体的な重点指導施策を掲げていました。

計画の改定にあたっては，第 2 次計画の進捗状況や課題，前述の国や県の動向を踏

まえ、以下に示す新たな基本目標のもと、産業廃棄物のより一層の減量・資源化の推進と適正処理の確保を図りつつ、市民の信頼の得られる産業廃棄物の処理を推進していきます。

このため、第3次計画には、積極的な情報発信、各主体の適切な役割分担などを盛り込み、事業者・市民・市が個別に、或いは相互理解のもとに協働して努力を重ね、基本目標の達成に向けて取り組んでいくべき具体的な方策を掲げます。

また、第3次計画の目標年度は、上位計画である「新・神戸市環境基本計画」の目標年度にあわせ、国の基本方針、循環型社会形成推進基本計画、兵庫県廃棄物処理計画の目標年度とも符合する平成22年度とします。

## (2) 基本目標

### ア 発生抑制及び減量・資源化のさらなる推進

第2次計画では、神戸市域から発生する産業廃棄物全体の減量・資源化率（発生量に対する資源化量と中間処理<sup>\*</sup>による減量化量の割合）を90%以上とすることなどを目標として掲げていますが、平成12年度でこの値は既に97%となっています。

第3次計画においても、同様に産業廃棄物の減量・資源化に関する定量目標を新たに設定し、事業者・市民・市がこれを共通の認識としたうえで、一体となって、その達成に努めていきます。

また、新たな定量目標は、事業者や市民にとって分かりやすい努力目標として、これまでのような資源化量と中間処理による減量化量をあわせた目標だけではなく、発生量や最終処分<sup>\*</sup>量の抑制目標、資源化に絞った目標を定めます。

具体的には、国及び兵庫県における目標や神戸市の地域特性を踏まえ、市全体として、平成22年度における目標を以下のように設定します。

発生量の抑制：増加量を平成12年度の発生量の概ね10%にとどめます。

（ここ数年の業種ごとの活動指標量や各種事業計画等から予測した場合、5ページに示すとおり、平成22年度の発生量は、平成12年度に比して約19%増加すると推計されます。）

最終処分量の抑制：平成12年度から概ね半減させます。

資源化量の割合：30%以上とします。

資源化量と中間処理による減量化量をあわせた割合：98%以上とします。

### イ より一層の適正処理の確保

排出事業者が適正な処理費用を負担するとともに、自らの廃棄物が適正に処理されたことを確認することが、適正処理の確保の第一歩ですが、前述のように“安かろう悪かろう”の処理が行われがちであり、依然として不法投棄等の不適正処理が後を絶たない実情があります。国を中心に進められている“産業廃棄物分野の構造改革<sup>\*</sup>”に呼応し、これまで以上に排出事業者責任の徹底を図っていくためには、優先的・重点的に指導していくべき対象を明確にし、効率的・効果的な指導を行っていきます。

また、産業廃棄物の処理施設のうち、特に苦情等が多い施設については、周辺の生

活環境に悪影響を及ぼさないよう、予防的な観点から重点的な監視・指導を継続するとともに、基準違反等に対して、より厳しい姿勢で臨んでいきます。

さらに、不法投棄等の不適正処理防止のためには、事前防止の仕組みづくりや、早期発見、早期対応が肝心であることから、監視・指導を充実するとともに、新たに条例による規制を実施し、行為者等に厳格に対応していきます。

#### ウ 市民の信頼の得られる産業廃棄物処理の推進

産業廃棄物の減量・資源化のさらなる推進とより一層の適正処理の確保のため、循環型社会形成に必要な都市施設として、産業廃棄物の処理施設<sup>\*</sup>は重要な役割を果たします。

神戸市では、これまでも「神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱<sup>\*</sup>」に基づき、市民の理解と信頼の得られる処理施設の設置・操業を指導しています。

平成16年12月には、廃棄物処理法により、施設設置許可時に利害関係者からの意見書の提出等が制度化された焼却施設・最終処分場等の施設について、法の制度を補完するため、「神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱」を改正し、事業者と市民等がより円滑に合意形成を図ることのできるしくみを盛り込んでいます。

さらに、地域環境・地球環境の保全、循環型社会形成の推進、環境負荷<sup>\*</sup>の低減を前提として、排出事業者や処理事業者に関する情報の発信や施設の開示などを促進することにより、産業廃棄物の処理施設が市民の信頼の得られる安全・安心で透明性の高いものとなるよう努めていきます。

### (3) 事業者・市民・市の役割

循環型社会<sup>\*</sup>構築のためには、事業者・市民・市が循環型社会形成推進基本法<sup>\*</sup>等に定められた責務はもちろん、それぞれの役割を十分認識し、その責務や役割を着実に果たしていくことが不可欠です。それぞれの役割としては、

- 事業者は拡大生産者責任<sup>\*</sup>やライフサイクルアセスメント<sup>\*</sup>の考え方も踏まえ、ものの生産から廃棄に至るまでの環境負荷の低減、適正な循環的利用及び処分への取り組み、消費者との情報ネットワークの構築や情報公開の推進などに努める
- 市民は消費者、地域住民として自らも廃棄物の排出者であり環境への負荷を与えていることを自覚するとともに、環境学習やリデュース<sup>\*</sup>、リユース<sup>\*</sup>、リサイクル<sup>\*</sup>などエコライフの実践に努める
- 市は各種施策等を講じ、また情報発信を進めることにより、循環型社会の推進者としての役割を果たす

ことなどが考えられます。産業廃棄物の分野においては、事業者と市の果たすべき役割が大きいものの、市民についても製品等の消費者としての立場、自らの周辺的生活環境を守る立場などから一定の果たすべき役割があると考えられます。

## ア 排出事業者の役割

すべての事業者は、ものの生産，加工，流通，販売，サービスの提供等に関わり，産業廃棄物を排出します。今後，ゼロエミッション<sup>\*</sup>をめざし，排出事業者責任に基づき，産業廃棄物の発生抑制，減量・資源化，適正処理等に積極的に取り組むことが大切です。

また，扱う製品等が最終的には廃棄物となり環境へ負荷を与えることを十分認識し，リサイクルしやすい商品等の開発・販売や適正処理が困難となるものについては回収等に努めるなど，可能な限り環境への負荷を低減させていくことが重要です。

## イ 処理事業者の役割

産業廃棄物の収集運搬や中間処理，再生，最終処分等に関わる事業者は，自らの事業が循環型社会の形成に果たす役割が重要であることを十分自覚し，地域環境や地球環境の保全のため環境負荷の低減に努めることが大切です。

また，処理業界全体として技術・能力の向上を図るとともに，排出事業者の良きパートナーとして廃棄物の処理や資源化のアドバイス等を行うことにより，排出事業者及び市民のより一層の信頼を得ていくことが重要です。

## ウ 市民の役割

市民は，自らの生活と産業廃棄物との関わりに気づくことを契機として，循環型社会形成や地域環境・地球環境保全のためには，廃棄物の発生抑制，減量・資源化に取り組むことが重要であること，また，廃棄物の処理・リサイクルには相応のコストが必要であることなどを学ぶことが大切です。

これらを踏まえ，自らも，製品や資源・エネルギーを大切にすることを生活を行うよう努めるとともに，地域団体やNPO等を通じて，市・事業者と積極的に関わっていくことが望まれます。

## エ 市の役割

神戸市は，事業者が行う産業廃棄物の発生抑制，減量・資源化，適正処理等を推進していくため，監視・指導，情報の収集・発信，講習会の開催等の普及・啓発，表彰・認定，融資等，種々の方策を具体化し，計画の目標達成に努めます。

また，市民が一定の役割を果たすことができるよう，必要な情報の発信やコミュニケーションに努め，市民と事業者との橋渡し役としての役割を果たすとともに，一事業者として，廃棄物の発生抑制，減量・資源化，適正処理，グリーン調達<sup>\*</sup>等に率先して取り組みます。

## 4 今後取り組んでいくべき方策

### (1) 全般的・重点的事項

#### ア 発生抑制及び減量・資源化の推進

目標の達成のためには、製造工程・建設工法の見直しや無駄の点検等による発生抑制、機械・器具の修理等による長期使用、分別の徹底等による再使用・再生利用の推進などが不可欠です。

神戸市は、これまで多量排出事業者に対して、減量・資源化の指導を実施してきましたが、廃棄物処理法の改正により平成13年4月から、毎年度ごとの減量・資源化計画作成と前年度実績の市への報告が義務づけられるとともに、報告された計画等については縦覧することになりました。

神戸市においては、多量排出事業者からの産業廃棄物<sup>\*</sup>の発生量は、全発生量の約9割を占めるため、今後とも多量排出事業者を重点指導の対象として、発生抑制や減量・資源化の推進を指導していきます。

また、今後は、発生抑制を進めてもなお発生する廃棄物のうち、資源化できるものは全て資源化し、資源化できないものは中間処理<sup>\*</sup>による減量化を進め、最終処分<sup>\*</sup>量の抑制を徹底していくことが極めて重要です。

このため、神戸市は、

- 多量排出事業者が減量・資源化計画を作成する際に、このような考え方に基き作成するよう要請していく
- 減量・資源化等の状況を事業者ごとに神戸市がとりまとめ、公表することにより、事業者の自主的な取り組みを促進していく
- 排出事業者が減量・資源化のための施設を適切に選択できるよう、市内の中間処理施設等の処理方法、処理能力、資源化の実績等の情報を公表していく

などの施策を講じていきます。

このような取り組みを積み重ね、将来的には、これらの多量排出事業者が関連企業、関連業界の模範となり、また、神戸市から業界団体や工業団地の組合等にも要請していくことにより、神戸市全体の産業廃棄物の発生抑制、減量・資源化の推進を目指します。

なお、産業廃棄物に係る不用品リサイクル情報提供システム（廃棄物交換制度<sup>\*</sup>）については、法の許可制度等との整合、対象となる不用品（有用物）の種類・量、運搬方法、情報交換システムの手法、運営主体等、解決すべき課題はあるものの、他地域における事例を参考に研究していきます。

#### イ 排出事業者責任<sup>\*</sup>の徹底

昨今の廃棄物処理法の改正による排出事業者責任の強化を踏まえ、排出事業者への指導をさらに徹底していく必要があります。このため、まず、多量排出事業者、特別管理産業廃棄物<sup>\*</sup>排出事業者、不法投棄等の不適正処理が多い建設廃棄物の排出事業者を優先的・重点的に指導していきます。

具体的には、特に、収集運搬事業者、処分事業者それぞれと締結することとされている委託契約やマニフェスト<sup>\*</sup>の運用状況を確認するとともに、マニフェストの適正な取り扱いについて、排出事業者はもちろん、処理事業者に対しても指導していきます。また、排出事業者責任の徹底や迅速かつ確実な適正処理の確認などのため、今後、まず多量排出事業者から電子マニフェスト<sup>\*</sup>の導入を図るよう、順次、普及・啓発に努めます。

さらに、不法投棄等が行われた場合に適正な処理費用を負担していなかったときには、排出事業者にも措置命令が行われることがあること等についても周知していきます。

特別管理産業廃棄物については、排出事業者から処理実績の報告を求めることを通じて適正処理の周知徹底を図ります。特に重金属類等を含む特定有害産業廃棄物<sup>\*</sup>の排出事業所に対しては、報告の結果を踏まえ、計画的・効率的な立入検査を実施することにより、排出事業者責任の徹底を図っていきます。

感染性廃棄物<sup>\*</sup>については、医療関係の諸団体の協力を得ながら、医療機関に対する指導に努めていますが、今後とも医療監視業務所管部局とも連携のうえ、一層の徹底を図ります。また、在宅医療で発生する使用済み注射針等が家庭ごみステーション等へ排出されることがないように、医療機関等に対し、その回収及び適正処理を引き続き要請していきます。

これら以外の排出事業者に対しては、事業系一般廃棄物の排出指導時や大規模建築物に係る一般廃棄物の減量化指導時などの機会をはじめ、様々な機会を利用して産業廃棄物の適正処理に関する指導・啓発を行っていきます。

また、処分事業者（処理施設）への立入検査時等において基準違反等が判明した場合、早期是正、再発防止の観点から、必要に応じて排出事業者や収集運搬事業者にまで遡った指導を行うとともに、悪質な場合は法に基づく厳格な対応を行います。

このほか、排出事業者がその責任を果たすうえで、処理委託先として適切な処理事業者を選択できるよう、ISO14001<sup>\*</sup>やKEMS<sup>\*</sup>、エコアクション21<sup>\*</sup>等の取得状況、神戸市環境功労賞<sup>\*</sup>の受賞状況、電子マニフェストへの加入状況、一定の行政処分内容等、処理事業者に関する情報の発信を進めていきます。

## ウ 不法投棄等の不適正処理防止対策の強化

大規模な不法投棄は災害の発生や生活環境・自然環境への影響があり、その撤去には多大な労力と費用を要することなどから、これを絶対に許さない社会意識を高める必要があります。このため、関係業界や市民に対しても協力を求め、未然防止対策、早期発見と拡大・再発防止対策、原状回復対策の強化を図っていきます。

### 不法投棄や野外焼却等の不適正処理の防止

排出事業者に対する適正処理指導の徹底や関係業界を通じた粘り強い啓発・指導の継続が重要です。特に不法投棄や野外焼却等の不適正処理の多い建設廃棄物について

は、後述するような指導の強化を図り、未然防止に努めていきます。

早期発見，拡大・再発の防止のためには，関係業界や警察との連携をさらに深め，合同パトロール等を行っていきます。また，小規模なものであっても不法投棄の行為者に対しては，告発や行政処分，氏名の公表など，厳格かつ毅然とした対応を行い，状況に応じて排出事業者まで遡及した指導を徹底します。

監視・通報体制については，現在，郵便局・ＪＡ・タクシー会社の協力を得ています。しかし，監視の目の行き届きにくい山間部での大規模な不法投棄事例もあることから，今後は付近住民や土地所有者等の地域の協力・連携を求めるとともに，電話・ファックス・電子メールなどの活用による，市民の協力を得やすい通報体制の強化に努めます。その際，情報の提供者に状況を報告するといった市民と市との連携・協力体制をより深めていくことに努めます。平成 17 年 6 月には，不法投棄多発地区である北区・西区に「不法投棄防止協働サテライト（拠点）」を設置し，警察ＯＢの嘱託職員を各 2 名配置することにより，通報に迅速・機動的に対応しています。

また，不法投棄の放置が次の不法投棄を招くこともあるため，投棄されやすい土地の管理者等に対する早期撤去や防衛策の実施についても要請していきます。

さらに，大規模な不法投棄の場合や有害物質が投棄されたおそれのある場合などについては，神戸市は生活環境の保全上の支障の有無を調査し，影響が認められる場合には，原状回復に必要な措置を講じていきます。

原状回復にあたっては，行為者や関係者のほか，一定の条件の下では土地所有者に対しても原状回復を求めています。また，産業廃棄物が広域移動することを考慮して，撤去費用等に関する補助制度の充実について，具体的な案件に応じて国等に要望していきます。

このほか，平成 14 年 12 月から，焼却施設の構造基準が強化され，規模にかかわらず構造基準を満たさない場合は使用できないこととなったことから，今後とも，啓発に努めるとともに，悪質なものに対しては厳しい姿勢で臨みます。

#### 産業廃棄物の不適正な保管の防止

兵庫県では，悪質・巧妙化している不法投棄等の不適正処理に対して，早期の段階での迅速かつ効果的な対応を図ることを目的として，産業廃棄物，使用済自動車等の特定物の保管及び土砂の埋立等を規制する「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」を平成 15 年 3 月 17 日に公布し，平成 15 年 12 月 15 日から施行しています。

この条例において，使用済自動車等の特定物及び土砂に関する規制は神戸市域にも適用されますが，産業廃棄物に関する規制は，神戸市においては「神戸市廃棄物の適正処理，再利用及び環境美化に関する条例」を改正し，当該規制を実施しており，兵庫県下で統一的な規制を行うことにより，産業廃棄物の不適正な保管の防止を徹底しています。

## エ 産業廃棄物処理施設<sup>1</sup>に対する指導

事業者の事業活動や市民の日常生活などの都市活動に伴い、必ず廃棄物が発生します。廃棄物の処理施設は、発生した廃棄物の適正処理を確保し、都市の健全な発展を持続させるとともに、廃棄物の減量・資源化を推進していくため、循環型社会<sup>2</sup>形成に必要な都市施設であると位置づけられます。

しかし、産業廃棄物の処理施設については、

- 家庭などから排出される一般廃棄物の処理責任を市が有するのに対し、産業廃棄物は排出事業者の責任で民間処理されることが原則であること
- 一般廃棄物が市域内で処理されることが原則であることにに対し、産業廃棄物は市や県を越える広域処理が行われる実態があること

などから、その設置・操業にあたって、市民の理解が得にくい面もあります。このため、神戸市は処理施設設置者に対し厳格な指導を続けることはもとより、処理施設設置者も環境管理と情報公開を徹底していくことが重要です。

### 処理施設設置者に対する指導

産業廃棄物処理施設に対しては、「神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱<sup>3</sup>」に基づき、これまでも市民の理解と信頼の得られる施設の設置・操業を指導しています。今後とも厳格かつ公平・公正な指導を行っていくことはもとより、操業中の施設に対しては、定期的に立入検査を行い、適切な維持管理と周辺地域の環境保全を図っていきます。

特に苦情等が多い施設については、重点的な監視・指導を継続し、周辺的生活環境に影響を及ぼさないことや違反等を未然に防止する観点から、施設の改善、処理・処分の方法等について、迅速かつ適切な指導を行います。

また、法令違反等があった場合には、国の「行政処分の指針<sup>4</sup>」に基づき、改善命令、施設停止命令、営業停止命令、許可の取り消し等の行政処分を行うことにより、これまで以上に厳しい姿勢で臨みます。さらに、これらの行政処分内容については、ホームページ等での公表も検討していきます。

なお、このような厳格な行政処分は、処理施設設置者だけでなく、不適正な保管や焼却を行った収集運搬事業者に対しても適用することを検討していきます。

### 産業廃棄物処理施設指導要綱の改正

本要綱は、既に 12 年間にわたる指導実績があり、事業者の一定の理解と協力を得られているものと考えられます。しかし、昨今の社会的要請に対応していくため、

資源化を促進するための移動式の処理施設の取り扱い

環境への負荷が大きい焼却施設等の設置時における円滑な合意形成のルール化

情報の公表を前提とした維持管理基準等の見直し

の 3 点について、以下に示す方向で本要綱の改正を行っていきます。

#### a 移動式処理施設の取り扱い

本要綱に基づく立地基準の中では、営業用及び廃棄物発生場所以外の場所で処理する自家用の移動式中間処理施設（不特定の廃棄物発生場所等に移動して処理を行う施設をいう。）については、構造上環境保全対策を講じることが難しく、また、処理する場所が特定できないため監視・指導の目が行き届きにくいことから、これまで設置禁止施設としてきました。

しかし、最近、発泡スチロールを溶かして回収する移動式施設が開発されており、これは資源化に資するだけでなく、収集・運搬に伴う負荷を含めたトータルの環境負荷も少ないものです。このため、これらの施設については、

- 処理を行う場所を事前に市に届け出る
- 処理を行う場所は、処理を行おうとする廃棄物が発生する事業所の敷地内に限る
- 処理の実績を市に報告する

などの設置の条件を検討していくなど、生活環境への影響等を十分考慮しつつ、今後の資源化に対する社会的な要請の高まりや技術の進歩に応じて対応していきます。

#### b 円滑な合意形成のルール化

廃棄物処理法の改正により平成 10 年 6 月から、焼却施設・最終処分場等については、許可申請書及び生活環境調査書の告示・縦覧、利害関係者からの意見書の提出、専門的知識を有する者からの意見聴取が制度化されました。しかし、この制度には、

- 事前に説明会を開催する規定がない
- 利害関係者の意見に対し事業者の見解を述べる機会がない
- 利害関係者の意見がどのように事業計画や許可条件に反映されたかが分かりにくい

などの課題があり、制度の運用にあたっては、事業者と住民のより円滑な合意形成をめざすため、具体的な手続を明確にすることが必要です。

このため、これらの施設については、要綱に定める必要な同意の取得等の指導とともに、住民への周知や説明、住民からの意見書に対する事業者の見解書の作成や公表等について、制度化を行いました。（平成 16 年 12 月）

具体的には、神戸市環境影響評価条例の対象ではない産業廃棄物処理施設について、同条例の考え方を踏まえ、法に基づく許可申請前に以下の事項を実施するよう指導していきます。

- 周知計画書の市への提出
- 事業者による説明会開催の周知
- 事業者による説明会の開催
- 周知及び説明会開催結果の市への報告

なお、周知計画書の作成にあたり、焼却施設についてはNO<sub>x</sub>等の予測値が最大濃度を示す地点<sup>\*</sup>を、最終処分場等の施設については同様の施設に対する苦情等の発生状況、搬入出車両が集中する道路、住民自治組織等の状況、他都市における事例等を勘案して、周知対象範囲を設定することを指導していきます。さらに、チラシの配布や掲示等によって、周知対象範囲の住民に十分な周知を図ったうえで、説明会を開催するよう、あわせて指導していきます。

また、法に基づき住民からの意見書が提出された場合、これに対する事業者の見解書の作成と市への提出、事業者からの専門的知識を有する者への事業計画等の説明機会の設定、市による設置許可（又は不許可）の公告、事業者の見解書及び許可証（許可条件）の閲覧についても制度化を行いました。

#### c 情報の公表を前提とした維持管理基準等の見直し

廃棄物処理法では、設置許可が必要な焼却施設と最終処分場について、維持管理に関する記録と閲覧を義務づけています。また、ダイオキシン類対策特別措置法<sup>\*</sup>では、最終処分場を除く焼却施設等におけるダイオキシン類濃度の測定、測定結果の市への報告と市からの公表を義務づけています。

一方、産業廃棄物処理施設指導要綱では、維持管理基準の中で、すべての施設について点検項目・頻度等を定めているほか、焼却施設や最終処分場等の施設について排ガス・排水中の検査項目・頻度・指導基準等を定め、これらの結果の保存と異常時の市への報告を義務づけています。特に最終処分場に対しては、写真撮影及び残容量の記録と保存、利害関係者の閲覧を規定しています。

今後、本要綱に基づく各基準を最近の法改正事項等を踏まえて見直すとともに、維持管理基準の中に事業者が実施した点検・検査結果の市への自主的な報告についても盛り込み、報告内容（報告がないものについてはその旨）について、市役所で閲覧ができるようにしていきます。

#### オ 市民に対する情報の発信

産業廃棄物<sup>\*</sup>は、市民にとっては、大規模な不法投棄事件が報道されたり、有害なものといったイメージがありますが、

- 大部分の産業廃棄物は、製品の製造、建設・解体工事、医療行為、上下水道・発電事業など、市民生活と密接に関係していること
- 廃棄物の減量・資源化及び適正処理には相応のコストがかかること
- 廃棄物の処理施設は循環型社会<sup>\*</sup>形成に必要な都市施設であること

などを市民に正しく理解してもらうことも大切です。

このため、神戸市は、市民生活と産業廃棄物との関連、計画や要綱等の指導方針、産業廃棄物の発生・処理状況等の基礎的な情報について、学校教育等の場の活用も含め、順次分かりやすく情報発信していきます。

また、産業廃棄物についてさらに詳しく知りたいという市民に対しては、市の出前

トーク`制度を活用して積極的に市民と意見交換をしたり、処理施設が見学可能な事業者を紹介したりしていきます。

このような積み重ねにより、“産廃”に対する市民の理解が深まり、事業者・市民・市が一体となって、産業廃棄物の発生抑制、減量・資源化及び適正処理を推進していくことが望まれます。

なお、神戸市は事業者ごとの実績等に関する情報について、企業活動等への著しい支障等が考えられる場合や事業者間の取引関係が明らかになるような場合以外は可能な限り公表していくよう、ルール化を図ります。ただし、公表する情報の内容や公表の方法等については、事業者の取り組み状況が市民から見て分かりやすく、また、適正に評価されるよう、さらに検討していきます。

#### カ 事業者と市民の自主的な取り組み・参画の促進

循環型社会を構築していくため、事業者・市民がそれぞれ、以下に示すような自主的な取り組みや参画を進めていくことが重要です。このため、神戸市は情報の提供や啓発に努めるとともに、必要な仕組みづくりを行っていきます。

##### 事業者の取り組み

排出事業者や施設を設置する処理事業者は、自主的・自律的な環境管理を進めることにより、市民の信頼を得るよう日々努力していくことが重要です。このため、社内の自主管理体制を整備し、環境マネジメントシステム`や環境会計`の導入、環境報告書`の作成、最新情報の収集、従業員教育の徹底、電子情報による処理実績等の管理、電子マニフェスト制度への参画などに努めてください。

特に、多量排出事業者、特別管理産業廃棄物排出事業者、処理施設設置者は、ISO14001`やKEMS`、エコアクション 21`の取得など、より着実な環境管理を行うことが望まれます。また、処理施設設置者には、リサイクル率の向上(残さ発生率の低減)、可燃性残さの焼却等による最終処分量の抑制や、サーマルリサイクル`設備等のより環境負荷の少ない技術の導入に努めることも望まれます。

情報の発信に関しては、市からの発信はもとより、今後は、事業者も積極的に情報を開示し、市民の信頼の得られる産業廃棄物の処理をめざしていくことが重要です。具体的には、排出事業者は、発生抑制、減量・資源化、適正処理等の取組内容について、また、処理事業者(特に処理施設設置者)は、廃棄物の受け入れ状況、処理・資源化の状況、講じている環境保全対策、自主測定結果等について、それぞれホームページや環境報告書等で公表していくことなどが考えられます。

このほか、廃棄物の減量・資源化等の工程や処理施設を可能かつ安全な範囲内で市民の施設見学等のために開示し、自らの施設を「地域に開かれた施設」として、また、市民の環境学習の場として活用し、より一層地域の理解と信頼を得ていくことも重要です。さらに、例えば、地域で実施される環境保全活動等へ積極的に参加するなど、地域社会の一員としての役割を果たしていくといったことも考えられます。

## 市民の取り組み

市民は、才で述べた自らの生活と産業廃棄物の関わり、処理にかかるコスト、処理施設の必要性等のほか、

- 産業廃棄物の発生量は一般廃棄物の発生量の5～6倍あり、減量・資源化しないと環境負荷となって自分たちに戻ってくる
- 産業廃棄物のリサイクルにもグリーン購入<sup>\*</sup>等の市民の取り組みが重要である
- 工場等の発生源における取り組みにも関心を持つことが企業の取り組みを充実させること

などに気づき、これを契機として、3R（リデュース<sup>\*</sup>、リユース<sup>\*</sup>、リサイクル<sup>\*</sup>）や省エネ活動の実践に努めたり、エコマーク<sup>\*</sup>商品等の購入に努めるなど、環境に配慮した生活を実践していくことが大切です。

このため、市民は、事業者・市から発信される情報の収集を行ったり、学習会を開催したり、地域の工場・処理施設の見学を行ったりといった積極的な活動をしていくことが社会的に期待されます。このほか、

- 建設工事等の発注者として建設リサイクル法<sup>\*</sup>に基づく責務を果たす
- 使用済注射針等の排出禁止物をごみステーションに排出しない
- クリーン作戦等に参加する
- 身近な場所で不法投棄等があった場合には市や警察に通報する

といった各種施策への協力が望まれます。

さらに、NPO等の市民団体には、環境保全意識の高揚のため、市民に各種情報を分かりやすく説明したり、ホームページ等で情報発信することにより、知識及び実践活動の普及を図るほか、各主体間のつなぎ手としての役割を果たすことが望まれます。

## (2) 個別的・特記的事項

### ア 建設廃棄物に対する指導

建設廃棄物については、不法投棄等の不適正処理が多いことから、委託基準の遵守やマニフェスト<sup>\*</sup>による適正処理の確認などについて、特に重点を置いて指導していきます。また、資材置き場等における建設廃棄物の野積み（保管）等の行為は、自社処理として行われる場合であっても、悪臭や水質汚濁の発生など生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあること、大規模な保管行為は不法投棄や野外焼却等の不適正処理に結びつきやすいことなどから、先に述べた条例により、取締りを強化していきます。このほか、廃棄物処理法の保管基準等の強化などを国に要請していきます。

一方、平成14年5月に建設リサイクル法<sup>\*</sup>が施行され、一定規模以上の建設工事には、廃棄物の分別や資源化が法により義務づけられました。

今後とも、建設リサイクル担当部局と連携し、平成22年度にがれき類99%、木くず95%の資源化目標、建設廃棄物全体として90%以上の減量・資源化目標を設定し、適正処理に関する指導とあわせて指導していきます。

また、これらの指導にあたっては、多量排出事業者だけでなく、庁内関係部局や建設業界等にも協力を求め、発注者や中小・零細の建設事業者を含めた普及・啓発に努めていきます。

なお、廃棄物処理法の改正により平成 13 年 4 月から多量排出事業者の対象規模が年間排出量 1,000 トン以上の事業者などと法定されました。しかし、建設業においては受注量によって年間排出量がばらつき、法対象になる年度とならない年度が生じること、建設廃棄物の減量・資源化の推進が特に重要であることなどから、従来から指導対象としていた資本金 10 億円以上の建設事業者に対して、継続して同様の指導を実施していきます。

また、1 事業者としての神戸市は、これまでも建設副産物の有効利用とエコロジー建築の推進等の環境配慮を公共工事の計画・発注の中で実施していますが、特に公共工事から発生する産業廃棄物については、前述の定量目標をできるだけ早期に達成するよう、率先して取り組んでいきます。このため、今後さらに公共工事発注部局と廃棄物・リサイクル担当部局の連携を深め、発生量や資源化率の把握とその公表などを検討していきます。

#### イ ダイオキシン類に関する指導

ダイオキシン類については、平成 12 年 1 月にダイオキシン類対策特別措置法<sup>＊</sup>が施行され、同法や廃棄物処理法により、焼却施設の構造基準が強化されています。また、設置許可対象規模の焼却施設の排出ガスについては平成 14 年 12 月から、最終処分場等の排水については平成 15 年 1 月から恒久的な排出基準が適用されています。

このため、大規模な焼却施設や管理型処分場については、特に重点的にダイオキシン類の監視を行い、万一、排出基準を超えていた場合は速やかに施設を停止させるなど、必要な改善措置を講じるよう指導していきます。

また、24 時間稼働の焼却施設については、常時監視システム<sup>＊</sup>を活用して、大気汚染物質の濃度だけでなく、燃焼温度や集塵前温度などの燃焼管理状況についても監視し、これに基づき迅速な指導を行っていきます。

さらに、ダイオキシン類に関しては、市民の関心も非常に高いことから、今後とも、市が実施する測定の結果はもちろん、処理施設設置者が自ら実施する測定結果についても、あわせて公表することを検討していきます。

#### ウ PCB 廃棄物に関する指導

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、絶縁油等として主として変圧器（トランス）やコンデンサ等に使用され、廃棄物となった時点で事業者には保管が義務づけられてきました。平成 3 年に特別管理産業廃棄物として位置づけられた後も、具体的な処分方法がないまま、“負の遺産”として、保管されたままの状態が続いています。

PCB 廃棄物の早期処理を実現するため、国では平成 13 年 7 月に PCB 廃棄物特別措置法<sup>＊</sup>を制定・施行し、事業者の保管義務を強化し、15 年以内（平成 28 年 7 月ま

で)の処理を義務づけるとともに、日本環境安全事業株式会社が処理施設を設置して完全に処分することになりました。

近畿圏におけるPCB処理施設については、大阪市内において事業が進められ、近畿圏の府県・政令市で構成する近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会で、これに伴う諸課題の検討が行われています。神戸市域分は、平成20年度頃から処理が開始される予定です。これに併せ神戸市では、平成17年度に、PCB廃棄物を保管中及び使用中の事業者に入立検査を行い、処理に係る制度の周知及び処理開始までの保管についての指導を行いました。

今後とも、神戸市はこれらのPCB廃棄物が適切に保管・管理されるよう指導を徹底するほか、企業の倒産等により保管責任が曖昧にならないよう国に対して法整備の充実等を要請していきます。

#### エ 最終処分<sup>\*</sup>に関する指導

減量・資源化を推進し、最終処分量をできる限り減少させるとともに、有機物の分解に起因すると考えられる悪臭や水質汚濁の発生等を防止するため、資源化可能物や可燃物の埋立処分を極力抑制するよう、排出事業者に要請していきます。

特に安定型処分場<sup>\*</sup>には、有機性廃棄物を含む指標である熱灼減量<sup>\*</sup>の高い廃棄物が埋め立てられることのないよう、混合建設廃棄物の排出事業者やその破碎・選別等を行う中間処理事業者に対して排出物の性状等の確認を指導していきます。また、安定型処分場を有する最終処分手業者には、重点的に事前搬入チェック及び展開検査を指導していきます。さらに、市外から搬入される産業廃棄物の性状等を事前に確認するなど、市外の排出事業者に対する指導についても必要に応じ検討します。

また、最終処分場については、埋立終了後も廃棄物が安定するまでの一定の期間、維持管理が必要です。このため、今後とも、廃止基準に適合するまでの間、適切な維持管理が行われるよう指導し、水質等の測定値の基準への適合状況を慎重に確認してから、廃止を認めることとします。

平成10年6月17日以降に埋立を開始した管理型処分場及び平成17年4月1日以降に埋立を開始した安定型処分場については、埋立終了後の維持管理を担保するため、処分場設置者から独立行政法人環境再生保全機構へ一定の維持管理積立金を預託する制度が導入されています。なお、平成18年4月1日以降は、埋立処分を終了していない全ての最終処分場について、対象が拡大されます。

このほか、廃止された処分場において、不用意に廃棄物が掘り起こされ、不適正処理等が行われることがないように、廃棄物が地下にある土地の指定等に係る制度に基づいて、指定区域の指定とその公示等を行っていきます。

なお、発生抑制、減量・資源化を進め最終処分量を抑制していくなかでも、一定の最終処分場の確保は必要ではありますが、一方で生活環境や自然環境の保全を求める声も高く、新たな処分場の立地は容易ではありません。このため、今後、最終処分量の抑制策を確実に進めるとともに、近畿県内で広域的な見地から進められているフェニックス事業<sup>\*</sup>神戸沖処分場の延命化を図っていくことが重要です。

#### オ 自動車リサイクル法<sup>1</sup>への対応

平成 14 年 7 月に制定・公布され、平成 15 年 1 月から一部施行されている自動車リサイクル法は、平成 17 年 1 月から全面施行されています。本法は、製造事業者等への資源化の義務化、所有者からのリサイクル料金の徴収、引取り・フロン回収・解体・破碎等の関連事業者による使用済み自動車の引取り及び廃棄物の引渡し等を定め、自動車廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ろうとするものです。

本法に基づく使用済み自動車の解体や破碎を行う事業者の許可制度は、平成 16 年 7 月から施行され、解体業又は破碎業の許可の取得が必要になっており、また、全面施行後、使用済自動車は有価・無価にかかわらず廃棄物処理法上の廃棄物として処理基準等が適用されます。なお、従来から解体業に係る施設は積替え・保管施設<sup>2</sup>として、破碎業に係る施設は中間処理施設として、それぞれ神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱<sup>3</sup>の対象としています。

#### カ その他

排出事業者や処理事業者を支援していくため、各種業界団体等と連携して講習会・研修会の開催等の普及・啓発活動を効果的に実施していきます。また、神戸市環境功労賞の制度などを活用した事業者の表彰や事業者の自主的な環境管理等に関して一定の認定を行う仕組みの導入についても、検討を進めます。

このほか、産業廃棄物処理施設等融資資金<sup>4</sup>についての P R や処理技術等に関する情報の収集・提供、グリーンカンパニーネットワーク<sup>5</sup>等を活用した排出事業者と処理事業者の交流に努めていきます。

さらに、産業廃棄物は広域移動することを前提に、共通の課題を持つ 15 大都市産業廃棄物処理連絡協議会、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会、兵庫県・政令市会議などに引き続き参画し、他行政との連携を図り、情報交換を進め、神戸市の産業廃棄物行政に適切に反映させていきます。

### 5 計画の進行管理

計画の進捗状況を把握するため、今後、神戸市は排出事業者及び処理事業者から産業廃棄物<sup>6</sup>の発生、処理等に関する実績報告等を可能な限り電子情報として求めるなどして、市内の産業廃棄物の実態を迅速にとりまとめるよう努めていきます。

また、市内の産業廃棄物発生量の約 9 割を占める多量排出事業者の実績をもとに定量目標の達成状況を評価し、これらの結果について毎年、神戸市環境保全審議会に報告するとともに、事業者・市民に公表し、計画の適切な進行管理を行っていきます。

### 6 おわりに

第 3 次計画に掲げた新たな定量目標については、事業者や市民に分かりやすく、計画の進行管理にも用いることができるよう、発生量や最終処分量の抑制、資源化及び中間処理による減量化の割合についてそれぞれ設定しました。

また、施策の具体化にあたっては、特に情報の発信を通じて事業者の自主的な取り組みを推進するという側面に着目しました。具体的には、神戸市が中心となって、事業者の減量・資源化等の実績や処理施設周辺の環境保全対策等に関する情報などをできる限り公表していくことにより、事業者の取り組みを促し、市民の信頼の得られる産業廃棄物の処理を推進していきたいと考えています。

さらに、市民の皆さんにはこれらの情報を通じて産業廃棄物に関心を持ち、環境に配慮した生活を実践していただくなど、事業者・市民・市が一体となって循環型社会<sup>\*</sup>の形成に努めていきたいと考えています。

近年、廃棄物に関する法制度は、めまぐるしく変化しており、今後とも、廃棄物の定義・区分の変更、排出事業者責任<sup>\*</sup>のさらなる強化、拡大生産者<sup>\*</sup>責任の明確化、新たなリサイクル制度の創出など、様々な課題が具体化してくると思われられます。

このため、計画の進捗状況、並びにこのような国等の動向を十分踏まえ、必要に応じ、この計画を見直していきます。

## 用語解説

### ア行

- ・ISO14001：できる限り環境負荷を減らし、環境への影響を最小限にとどめることを目的にISO（International Organization for Standardization：国際標準化機構）が定めた環境マネジメント（環境管理）システムに関する世界共通の国際規格のことです。企業等がこの規格に沿って環境負荷を継続的に減らすシステムを構築し、第三者機関がこれを認証します。近年、本認証を取得する企業等が増加しています（「環境マネジメントシステム」を参照）。
- ・安定型処分場：性質が安定していて生活環境保全上影響を及ぼすおそれが少ないと考えられる安定型産業廃棄物（廃プラスチック類，ゴムくず，ガラス・陶磁器くず，金属くず，がれき類）を最終処分するための埋立処分場のことです。安定型産業廃棄物以外を埋立処分する管理型処分場に対して，安定型処分場では浸出水を浄化する施設や地下浸透を防止する遮水工等が不要とされています。
- ・エコアクション21：中小企業等の幅広い事業者に対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定した認証・登録制度です。
- ・エコテック21：エコロジーとテクノロジーを組み合わせた造語です。神戸市では，21世紀の循環型社会を支える環境調和型産業・技術の導入・育成のため，平成13年9月に「エコテック21構想」をまとめ，臨海部における自動車リサイクルと内陸部における総合リサイクル拠点整備をモデル事業として推進しています。
- ・エコマーク：消費者が環境により良い商品を選択することができるように，環境負荷が少ない，あるいは環境の改善に役立つ商品として（財）日本環境協会が認定した商品につけられているマークのことです。このマークのついた商品には，フロンガスを使用していないスプレー，再生紙を使った雑誌，古紙使用のトイレトーパーなどがあります。
- ・汚染者負担の原則：汚染物質を排出する者は，公害を起こさないよう，自ら費用を負担して必要な対策を行うべきであるという考え方です。OECD（経済協力開発機構）が提唱したもので，現在では，世界各国の環境保全対策の基本となっています。PPP（Polluter-Pays Principle）と略されます。

### カ行

- ・拡大生産者責任：ものの製造，加工，流通，販売等に関わる各事業者が，自らが扱った製品に対してその廃棄やリサイクルにまで責任を負うべきという考え方です。我が国でも，循環型社会形成推進基本法の中にこの考え方が一般原則として盛り込まれています。EPR（Extended Producer Responsibility）と略されます。
- ・環境会計：企業等が事業活動において環境保全対策にかけたコストとそれによって得られた効果を金額等で表し，収支を分析して公表していくための仕組みです。
- ・環境負荷：人間活動の結果，環境汚染や自然改変など，直接的あるいは間接的に環境に与える原因となるおそれのある物質や行為などをいいます。
- ・環境報告書：企業等が環境保全に関する方針，目標，行動計画，環境マネジメントに関する状況，

環境負荷の低減に向けた取り組み等をまとめ、社会に対して公表する報告書のことです。

- ・環境マネジメント（環境管理）システム：企業等が法令等の基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境負荷の低減に取り組んでいくための手順を明確にしたものです。計画を立案（Plan）し、それを実行（Do）し、点検（Check）し、見直す（Act）という一連の行為の中で運用する仕組みで、ISO（国際標準化機構）の定める環境マネジメントに関する規格に適合しているかどうかについて第三者機関から認証を得ることができます。EMS（Environmental Management System）と略されます（「ISO14001」を参照）。
- ・感染性廃棄物：病院や診療所などの医療機関等から発生する感染のおそれがある血液等、若しくはこれらが付着した注射針、チューブ、ガーゼ等の廃棄物をいいます。特別管理廃棄物のひとつです。
- ・管理型処分場：安定型産業廃棄物（「安定型処分場」を参照）以外の産業廃棄物を最終処分する埋立処分場で、浸出水を浄化する施設や地下浸透を防止する遮水工等の設置が必要な施設です。
- ・行政処分の指針：環境省から、廃棄物処理法に定める産業廃棄物に関する事務を所管する行政に対し、積極的かつ厳正に行政処分を実施するために通知（平成17年8月）されたもので、違反行為とそれに相応する行政処分の内容等が規定されています。
- ・グリーンカンパニーネットワーク：「神戸発・地球にやさしい企業の環（わ）」をキャッチフレーズとして、神戸市域で事業活動を行っている事業者が環境保全に関する交流、連携、情報交換等を推進するネットワークです（ホームページ <http://www.city.kobe.jp/cityoffice/24/gcn/>）。
- ・グリーン調達、グリーン購入：企業や家庭において、価格や品質だけで選択することなく、環境の視点を重視して、リサイクル製品など、環境負荷ができるだけ小さい商品を優先的に購入することです。
- ・KEMS（神戸環境マネジメントシステム）：ISO14001よりも取得にかかる費用や労力を軽減し、ISO14001と同じくPDCAサイクルを基本とする神戸独自の環境マネジメントシステムで、神戸環境フォーラムが運営しています。
- ・建設リサイクル法：「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」。一定規模以上の解体工事、新築工事等について、特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材等）の分別や資源化等を工事発注者や受注者に義務づけた法律です（平成14年5月施行）。
- ・神戸市環境功労賞：環境保全活動の一層の向上、発展を図るとともに、環境保全の普及・啓発に資することを目的に、多年にわたり環境保全活動を積極的に行い、地域の環境保全に貢献した者など、特にその功績が顕著である市民・団体・事業者に対し環境功労賞を贈呈しています。
- ・神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱：産業廃棄物処理施設の設置にあたって、住民同意、生活環境調査、他法令手続等との調整などの神戸市独自の手続や立地、構造、維持管理、最終処分場の廃止に関する基準等を定めた要綱です（平成5年12月施行）。

## サ行

- ・最終処分：廃棄物を最終的に自然に還元することです。その方法には埋立処分と海洋投入処分がありますが、現在では最終処分のほとんどは埋立処分により行われています。
- ・最大濃度を示す地点：煙突等から排出された窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）等の大気汚染物質は、風向・風速などの気象条件に応じて大気中に拡散しながら、地上に到達します。大気汚染物質の排出量や気象

の調査結果等をもとにコンピュータを用いて拡散計算を行えば、1年間を通じてどの地点が最大濃度を示す地点かを予測することができます。

- ・サーマルリサイクル：不用になったものを、他の製品の原材料として使うことができない場合などに、焼却等により熱として回収し、エネルギー源として有効利用することです。
- ・産業廃棄物：事業活動によって生じる廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、がれき類など 20 種類の廃棄物と輸入された廃棄物です。品目により、排出する事業所の業種が限定されることがあります。産業廃棄物については、排出事業者の負担と責任のもと、廃棄物処理法に定める処理基準や委託基準に沿って処理しなければなりません。
- ・産業廃棄物処理施設：産業廃棄物の積替え・保管施設、中間処理施設及び最終処分場をいいます。
- ・産業廃棄物処理施設等融資資金：神戸市の環境保全資金融資制度のひとつで、中小の事業者が単独又は共同で行う産業廃棄物の処理施設の設置、改善等に必要な資金（限度額：平成 13 年度から 1 億円、それ以前は 2,000 万円）を融資するとともに、利子補給を行う制度です。
- ・産業廃棄物分野の構造改革：「悪貨が良貨を駆逐する」といった従来の構造に対し、排出事業者が処理事業者を的確に選択することにより、優良な処理事業者が優位に立てるよう転換していく改革のことで、中央環境審議会の廃棄物・リサイクル制度に関する意見具申（平成 14 年 11 月）の中で定義されています。
- ・資源有効利用促進法：「資源の有効利用の促進に関する法律」。特定の業種又は製品について、発生抑制、再生資源や部品の使用、長期使用やリサイクルを容易にする設計・製造、分別促進のためのマーク表示、使用済み製品の自主回収等を規定した法律です（平成 13 年 4 月改正）。
- ・自動車リサイクル法：「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」。自動車の所有者からのリサイクル費用の徴収、引取り事業者からフロン回収事業者、解体事業者、破碎事業者へというリサイクル及び適正処理の流れの構築、製造事業者等によるリサイクルの義務等を規定した法律です。平成 14 年 7 月に公布され、平成 17 年 1 月から完全施行されています。
- ・循環型社会：「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、できる限り資源の消費を抑制し、環境への負荷を少なくする社会のことをいいます。
- ・循環型社会形成推進基本法：有用な廃棄物等を循環資源と位置づけ、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明確化するとともに、拡大生産者責任を一般原則とし、発生抑制、再利用、再生利用、熱回収、適正処分の優先順位を規定した法律です（平成 12 年 6 月施行）。
- ・常時監視システム：市内の大気汚染状況等を把握するため、市内の主要工場を対象に二酸化硫黄濃度、窒素酸化物濃度等の連続測定データを通信回線を利用して市役所で集中監視するシステムのことです。
- ・食品リサイクル法：「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。食品廃棄物の発生抑制と再生利用を促進するため、一定規模以上の食品関連事業者（食品製造業、外食産業、大規模小売店等）による再生利用の実施や肥飼料化等を行う業者の登録制度等を規定した法律です（平成 13 年 5 月施行）。
- ・ゼロエミッション：徹底した廃棄物の発生抑制と資源化の促進により、処分する廃棄物の量を限りなくゼロに近づけていこうという考え方です。

## タ行

- ・ダイオキシン類対策特別措置法：国民の健康を保護することを目的に、ダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾフラン，ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称）に関する施策の基本とすべき耐容 1 日摂取量（T D I）や大気，水質，土壌に関する環境基準，特定施設に係る排ガス等の規制基準，測定・報告義務等を規定した法律です（平成 12 年 1 月施行）。
- ・中間処理：脱水，焼却など，最終処分の前段階として廃棄物の減容，無害化，安定化等を行う処理，並びに破碎，堆肥化など，資源化に資するための加工等を行う処理のことです。
- ・積替え・保管施設：廃棄物の積下ろし，保管，手による選別，積替え等を行う施設のことです。
- ・出前トーク：市民の関心の高いテーマについて，市民グループからの要請を受け，神戸市職員が地域に出向いて，説明，情報提供，意見交換等を行う制度のことです。
- ・電子マニフェスト：パソコン，インターネット，携帯電話等を用いて，マニフェスト情報を電子化してやり取りし，処理の確認をする仕組みで，（財）日本産業廃棄物処理振興センターが廃棄物処理法に基づく情報センターとなって運営しています。通常のマニフェスト伝票に比べ，排出事業者責任の徹底等の利点があるといわれています（「マニフェスト」を参照）。
- ・特定有害産業廃棄物：特定の施設から発生する産業廃棄物で，重金属類等を基準以上含む若しくは溶出させる産業廃棄物のことです。特別管理産業廃棄物のひとつです。
- ・特別管理廃棄物：爆発性，毒性，感染性など人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれがあるとして廃棄物処理法で定められた廃棄物で，普通の産業廃棄物より厳しい処理基準等が定められています。品目により，特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物に分かれます。

## ナ行

- ・熱灼減量：廃棄物を強熱したときの重量減少率を表す値で，有機物（可燃物）含有量の指標となるものです。平成 10 年 6 月 16 日環境庁告示第 34 号において，工作物の新築，改築又は除去に伴い生じた廃棄物（分別して排出されたものを除く。）を安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物に選別した結果，安定型産業廃棄物の熱灼減量を 5%以下とした場合は，安定型処分場での埋立処分が可能とされています（「安定型処分場」を参照）。

## ハ行

- ・廃棄物交換制度：発生する事業所では不用であっても，他の事業所では利用が可能なものもあります。廃棄物交換制度は，このような有用物の供給側と需要側の情報の収集・発信により，資源の有効活用を促進していこうとするものです。ただし，廃棄物処理法の許可等が必要になる場合があること，需給バランスが偏ること，成立件数が少ないことなどの課題も指摘されています。
- ・排出事業者責任：「汚染者負担の原則」に基づき，廃棄物の排出事業者が自らの負担と責任で適正に処理しなければならないという責任のことで，循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法に明記されています（「汚染者負担の原則」を参照）。
- ・P C B 廃棄物特別措置法：「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」。P C B 廃棄物の定義，その適正な保管及び処分，法施行日から 15 年以内の処分完了，譲り渡し等

の原則禁止，相続等による承継の届出等を規定した法律です（平成 13 年 7 月施行）。

- ・フェニックス事業：広域臨海環境整備センター法に基づき，大阪湾域の広域処理対象区域において生じた廃棄物を適正に海面埋立処分するため，広域処理場の建設・管理等の業務を行い，生活環境の保全と地域の均衡ある発展に寄与する事業です。尼崎沖処分場，泉大津沖処分場，神戸沖処分場が整備されており，大阪沖処分場が建設中です。

## マ行

- ・マニフェスト：不法投棄等の不適正処理の防止と排出事業者責任の徹底のために取り入れられた廃棄物の処理の流れを管理するための仕組みで，平成 10 年 12 月から廃棄物処理法に基づき，すべての産業廃棄物に対してマニフェストの使用が義務付けられています。排出事業者は，産業廃棄物の処理を委託する際に，その廃棄物の性状や処分先等を記載したマニフェスト（産業廃棄物管理票）と呼ばれる複写式伝票を発行します。この伝票が収集運搬事業者，処分事業者に順に引き渡され，最終処分事業者からの返送を排出事業者が確認することにより，自らの産業廃棄物が適正に処理されたことを確認します。

## ラ行

- ・ライフサイクルアセスメント：製品の設計・生産段階から消費・廃棄段階に至るまでのすべての段階において製品が環境へ与える負荷を総合的に評価する手法のことです。LCA（Life Cycle Assessment）と略されます。
- ・リサイクル（Recycle）：再生利用。不用になったものを，資源として利用することです。他の製品の原材料として再生利用するマテリアルリサイクルと，廃プラスチックの油化やコークス炉原料化などのケミカルリサイクルに大別されます。分別を進め，資源化処理に回すだけでなく，リサイクルしやすい製品の設計や製造，リサイクル製品の積極的な利用なども大切です。
- ・リデュース（Reduce）：廃棄物の発生を抑制することです。生産者に対しては原材料の効率的な利用，製造工程上の工夫，製品の長寿命化，使い捨て商品の製造・販売の自粛等が，消費者に対しては無駄なものを買わない・断る，食べ残しをしない，ものをできるだけ長く大切に使う，修理して使うなどといったことが求められます。
- ・リユース（Reuse）：再使用。不用になったものを，リターナブルびんのように繰り返して使う，別の目的で使う，他人に譲って使ってもらい，部品を回収しその部品を他の製品に使用するなど，製品や部品を特殊な加工をせず，元の形状のまま再び使用することをいいます。
- ・硫酸ピッチ：軽油を不正に製造する際などに生じる強酸性で有毒な亜硫酸ガスを発するタール状の物質で，全国的にその不適正処理事案が増加しています。神戸市内でも平成 15 年 8 月 25 日に 4,000 本を超える硫酸ピッチ入りドラム缶の不適正処理事案が発覚しました。市は 9 月 12 日に行為者等に措置命令を発しましたが，着手期限までに着手されなかったため，一刻も早い市民の安全・安心の回復の観点から 9 月 25 日に行政代執行による撤去・処分を開始し，（財）産業廃棄物処理事業振興財団の支援を得て平成 16 年 2 月 3 日に現地からの撤去を，3 月 19 日に処分を終了しました。

## 神戸市環境局事業系ごみ対策課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

(078) 322 - 6431 (排出指導係)

(078) 322 - 5282 (産業廃棄物審査係)

(078) 322 - 5306 (産業廃棄物指導係)

FAX (078) 322 - 6063

ホームページ : <http://www.city.kobe.jp/cityoffice/24/sanpai/>

不法投棄等の通報は、(078) 321 - 9110 (クリーン110番) へお願いいたします。